

水野さん行政訴訟

パワハラ的事实は隠蔽できない!

9月10日、水野さんの行政訴訟第6回口頭弁論が東京地裁で開催され、新幹線地本・各分会及び本部から代表者が傍聴で参加しました。

国側の補助参加人であるJR東海会社は、前回水野さんが提出した録音データに対し、「全体的に和やかに行われ、日勤教育中にパワハラは存在しない」という反論を展開しました。

しかし、当時の所長や助役が発した水野さんに対する人間性の否定や、プライベートな事への介入発言があった事実は、会社がいくら反論しようと消すことはできません。パワハラ的事实は隠すことはできません。

裁判終了後の報告集会では、弁護士から「これから裁判は佳境に入ってくる。」と説明があり、水野さんから「当時のことを思い出さないとならず辛い、めげずに最後までしっかりと闘う。」と今後に向けての力強い決意が語られました。次回の期日は以下の通りです。

■第7回口頭弁論

11月5日(木) 13:40～ 東京地裁527法廷

**会社のパワハラ・不当処分・不当出向を許さず、
水野さんと共に闘おう!**